

くらしの鍵情報

桜咲ユメ



燕市の魅力を伝える
広報活動のお手伝い役
「つばし」リポーター

【啓蒙の説明】

時とき 所ところ 対対象 定定員 内内容 ¥料金 持持ち物
他その他 申申込 問問合せ FAXファクス 電電子メール
「つばめ元気ががやきポイント事業」5ポイントメニュー
※料金、申込の記載がないものは「無料」、「申込不要」
※燕地区と吉田・分水地区間のには市外局番 0256 が必要です。

市役所受付時間は開庁日の8:30～17:15
夜間など緊急の連絡は市役所代表 ☎92・1111へ

PICK UP

「市民教養講座」受講生募集

☎ 社会教育課 中央公民館 ☎63・7001

講座	回数	とき
実用書道講座	20回	5月11日(月)～第2・4月曜日 13:30～15:00
パン作り講座	11回	5月12日(火)～第2火曜日 13:00～16:00
やさしい英会話講座【初級】	37回	5月12日(火)～毎週火曜日 13:30～14:30
Enjoy 英会話講座【中級】	37回	5月12日(火)～毎週火曜日 19:30～20:30
ペン習字講座	20回	5月12日(火)～第2・4火曜日 19:30～21:00
パッチワーク講座	20回	5月13日(水)～第2・4水曜日 13:30～15:30
初めてのピアノ講座	30回	5月13日(水)～第1・2・3水曜日 【Aコース】19:00～19:45 【Bコース】20:00～20:45
フラワーアレンジメント講座	10回	5月14日(木)～第2木曜日 13:30～15:30
彫金講座	20回	5月20日(水)～第1・3水曜日 13:30～15:30
初めてのクラフトバンド講座	10回	5月21日(木)～第3木曜日 13:00～15:00

対 18歳以上の市内在住または在勤の人 所 中央公民館（初めてのピアノ講座のみ燕市文化会館）

他 各講座は入会金が必要です（原則返金なし）。別途材料費が必要な場合があります。

詳細は市ホームページか各公民館に設置してあるチラシ・募集要項をご覧ください。

申 3月29日(日)までに申込書を中央公民館・吉田公民館窓口に提出するか、申込フォームにて

※電話での申込不可／申込期間終了後の追加募集なし／後日、申込の結果を申込者全員に郵送にて送付



外国人のための日本語講座

Japanese language classes 为外国人举办的日语讲座

時 4月4日(日)～11月21日(日) (全20回) いずれも土曜日、14:00～16:15

所 燕市民交流センター(吉田白之出町1-1)

対 燕市および近隣に住んでいる外国出身の人(日本国籍を取得した人も含む)。日本語の学習歴が短い人。簡単な日本語の日常会話はできるが、会話に自信のない人。

他 7,000円(全20回分) ※分割受講可(前期10回4,000円、後期10回4,000円)

申 申込フォーム、電話、ファクスまたは電子メールにて

問 地域振興課 協働推進係 ☎77・8361 FAX 77・8305 / ✉chiiki@city.tsubame.lg.jp

日本語を覚えたい人はぜひ来てください！詳しくはホームページから。
If you want to learn Japanese, please come! For details, please visit our website.
如果你想学日语，就来吧！详情请参阅我们的网站。

Tsubame City Website ▶



燕市独自の物価高騰対策を実施します

詳しくはこちら▶



物価高の影響が長引く中、市民生活や経済活動を支援するため、燕市ではクーポン券の配布や水道基本料金の減免を行います。また、特に影響の大きい低所得世帯・子育て世帯へ臨時給付金を支給します。

事業者向けの支援については、令和8年度に実施します。

燕応援フェニックスクーポン第8弾

支給内容

市民1人あたり5,000円分
(500円割引券10枚)

- ◎市内登録店舗で使用できるクーポン券を発行(使用期限：12月31日(木))
- ◎4月30日(木)時点で燕市に住居登録されている市民に5月下旬から郵送にて順次発送予定

■問合せ 商工振興課 産業支援係 ☎77・8231

水道料金の基本料金を全額減免

減免内容

基本料金 6カ月間 0円

- ◎令和8年6月～11月検針分まで
- ◎市内全ての使用者が対象(ただし、官公庁と臨時用は除く)

■問合せ 燕・弥彦総合事務組合 水道局 ☎77・9400

低所得世帯・子育て世帯等への臨時給付金

住民税非課税世帯等に対する臨時給付金

◎1世帯あたり2万円(灯油等購入費助成金5,000円を含む)

詳しくはこちら▶



■対象 令和8年1月1日時点で燕市に住居登録がある世帯で、世帯全員の令和7年度住民税が非課税の世帯および生活保護世帯。ただし、住民税が課税されている人の扶養親族等(事業専従者等を含む)のみからなる世帯は対象外。

■その他 対象と思われる世帯には、案内を郵送しました。DVを理由に避難している人など、特別な事情がある場合はお問い合わせください。

■問合せ 社会福祉課 援護チーム ☎77・8173

低所得のひとり親世帯等(住民税非課税世帯等以外)に対する臨時給付金

◎児童扶養手当の対象児童1人につき5,000円

詳しくはこちら▶



■対象 令和8年1月1日時点の児童扶養手当受給者(燕市の住民税非課税世帯等に対する臨時給付金の支給対象世帯を除く)

■その他 対象者には、2月中に案内を郵送しました。申請不要で、児童扶養手当の支給口座に給付金を振り込みます(3月中に支給予定)。

■問合せ 子育て応援課 こども福祉係 ☎77・8186

物価高対応子育て応援手当

◎児童1人につき2万円

詳しくはこちら▶



■対象 高校生年代までの児童(平成19年4月2日～令和8年3月31日生まれ)

■その他 令和7年9月分児童手当を燕市から支給されている人は、原則申請不要で2月16日に振り込みました。下記に該当する人は、申請が必要です。詳細は、市ホームページを確認ください。

・基準日(令和7年9月30日)以降に出生した児童の児童手当受給者(一部申請不要で支給する人には案内を郵送しました。)

・離婚(離婚協議中)により令和7年10月1日～令和8年3月31日の間に新たに児童手当の受給者となった人

・基準日時点で燕市に住居がある公務員

■問合せ 子育て応援課 こども福祉係 ☎77・8186